

久留米工業大学学術機関リポジトリ規程

(趣旨)

第1条 久留米工業大学（以下「本学」という。）は、本学の教育・研究活動において作成された学術情報等（以下「学術情報等」という。）を収集し、久留米工業大学学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）に恒久的に蓄積・保存し学内外に発信・提供することにより、教育研究の発展に資するとともに、社会に対する貢献を果たすものとする。

(審議)

第2条 リポジトリの適正かつ円滑な運用を図るために必要となる事項については、久留米工業大学研究報告委員会（以下「委員会」という。）において審議し、審議結果を学術情報センター運営委員会に報告するものとする。

(リポジトリの管理運営)

第3条 リポジトリの管理運営は、学術情報センター（図書館）（以下「図書館」という。）が行うものとする。

(登録の対象)

第4条 リポジトリへの登録の対象となる学術情報等は、次の各号とおりとす。ただし、学術情報センター長が特に認めたものは、この限りではない。

- (1) 久留米工業大学研究報告等（本学で発行された研究報告および本学に設置された組織が編集し、発行する学術論文集に掲載された論文等）
- (2) 学術論文（全国的・広域的な団体の学会誌および学術雑誌に本学研究者が投稿して掲載された学術論文）
- (3) 研究報告および調査報告（科学研究費補助金その他の外部資金による研究成果を含む）
- (4) 学術会議等での発表資料（会議で発表されたプレゼンテーション資料、ポスター、口頭発表資料等）
- (5) 本学が所蔵する学問的・芸術的に貴重な資料
- (6) 本学の歴史に関する資料
- (7) その他、学術情報センター長が趣旨に合致すると認めたもの

(登録者)

第5条 次の各号に定める者（以下「登録者」という。）は、自己が作成に関与した学術情報等をリポジトリに登録することができる。

- (1) 本学に在籍する教職員
- (2) 本学に在籍する大学院生
- (3) 本学に在籍したことのある教職員及び大学院生
- (4) その他学術情報センター長が特に認めた者

(登録手続)

第6条 第9条各号に定める者で学術機関リポジトリに登録を希望する者（以下「登録申請者」という。）は、学術機関リポジトリ登録申請・公開許諾書を学術情報センター長に提出し、許可を得るものとする。

(登録の代行)

第7条 図書館は、登録者の代理として、登録者の学術情報等をリポジトリに登録することができる。

2 図書館は、リポジトリに登録された学術情報等について、所定の手続きに基づき、著作権等を確認の上、公開する。

(登録された学術情報等の利用)

第8条 図書館は、次の各号に掲げる方法により、リポジトリに登録された学術情報等を利用する。

- (1) 当該学術情報等を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。
 - (2) ネットワークを通じて前号の複製物を不特定多数に無料で公開する。
 - (3) 保存及び利用可能性の維持のための複製・媒体変換を行う。
- 2 図書館は、リポジトリに登録された学術情報等の利用について、前項各号に掲げた利用方法以外による利用は行わない。また、ネットワークを通じて学術情報等を利用する者に対し、著作権法を順守するよう周知する。

(著作権等に関する事項)

- 第9条 リポジトリに登録する学術情報等の著作権が登録者のみに帰属している場合は、登録者は、第8条第1項各号に定める利用を図書館に対して無償で許諾する。
- 2 リポジトリに登録する学術情報等の著作権が登録者を含む複数の者に帰属している場合は、登録者は、第8条第1項各号に定める利用を図書館に対して無償で許諾する旨の同意を著作権の帰属する全員から予め取得して登録しなければならない。ただし、出版社等に係る著作権の許諾については、図書館が実施する。
 - 3 リポジトリに登録する学術情報等の著作権が登録者以外の者に帰属している場合は、登録者は、第8条第1項各号に定める利用を図書館に対して無償で許諾する旨の同意を著作権の帰属する者より予め取得して登録しなければならない。ただし、出版社等に係る著作権の許諾については、図書館が実施する。
 - 4 リポジトリに登録する学術情報等の公開が登録者以外の肖像権又は個人情報に関する権利と抵触する場合は、登録者は、肖像権又は個人情報に関する権利が帰属する者より同意を予め取得して登録しなければならない。
 - 5 リポジトリに登録する学術情報等に含まれる古書資料を所蔵する者がおり、当該学術情報等の公開に所蔵者の同意を要する場合は、登録者は所蔵者より同意を予め取得して登録しなければならない。
 - 6 リポジトリに登録された学術情報等の著作権は、登録後も原著作権者に帰属し、図書館は、第8条第1項各号に定める利用を超えた利用を行うことができない。

(登録の拒絶)

- 第10条 図書館は、次の各号に掲げる事由がある場合には、学術情報等をリポジトリに登録することを拒絶することができる。
- (1) 学術情報等の内容が他の者に帰属する著作権を侵害する場合
 - (2) 学術情報等が公序良俗に反する内容を含み、あるいは社会的にみて著しく不適切である場合
- 2 前項各号により登録を拒絶した場合は、図書館は、登録者に対して、遅滞なく通知する。
- 3 第10条項各号により登録を拒絶された者は、拒絶の理由を文書で示すよう学術情報センター長に対して請求できる。

(登録された学術情報等の削除)

- 第11条 登録された学術情報等の削除は、次の各号に該当し、委員会が認めた場合に行うものとする。
- (1) 登録者が、理由を付して内容の削除の申出を行った場合
 - (2) 公序良俗に反する場合
 - (3) 盗用、剽窃によることが明らかになった場合
 - (4) 内容が著しく不適切である等の場合
- 2 前項各号に該当する場合は、登録された学術情報等の公開を一時停止し、委員会に付議する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から実施する。